

○東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則

昭和40年12月20日

東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法第8条第4項の規定に基づき東大阪都市清掃施設組合公平委員会（以下「委員会」という。）の運営については、法令、条例又は他の規則の定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

(定例会)

第3条 定例会は、年1回とする。

(臨時会)

第4条 臨時会は委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があつたとき委員長が招集する。

(会議の公開)

第5条 会議は、出席委員の過半数の同意によつて公開することができる。

(議事録)

第6条 会議の議事録には、委員長及び議事録を作成した事務職員が署名しなければならない。

(職員)

第7条 委員会に事務職員を置く。

第8条 事務職員の職名を次のとおりとする。

書記

(職員の指揮監督)

第9条 職員は委員長の指揮監督を受け、事務に従事する。

(準用)

第10条 委員会の文書の取扱等については、組合の例による。

(その他の事項)

第11条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月1日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。